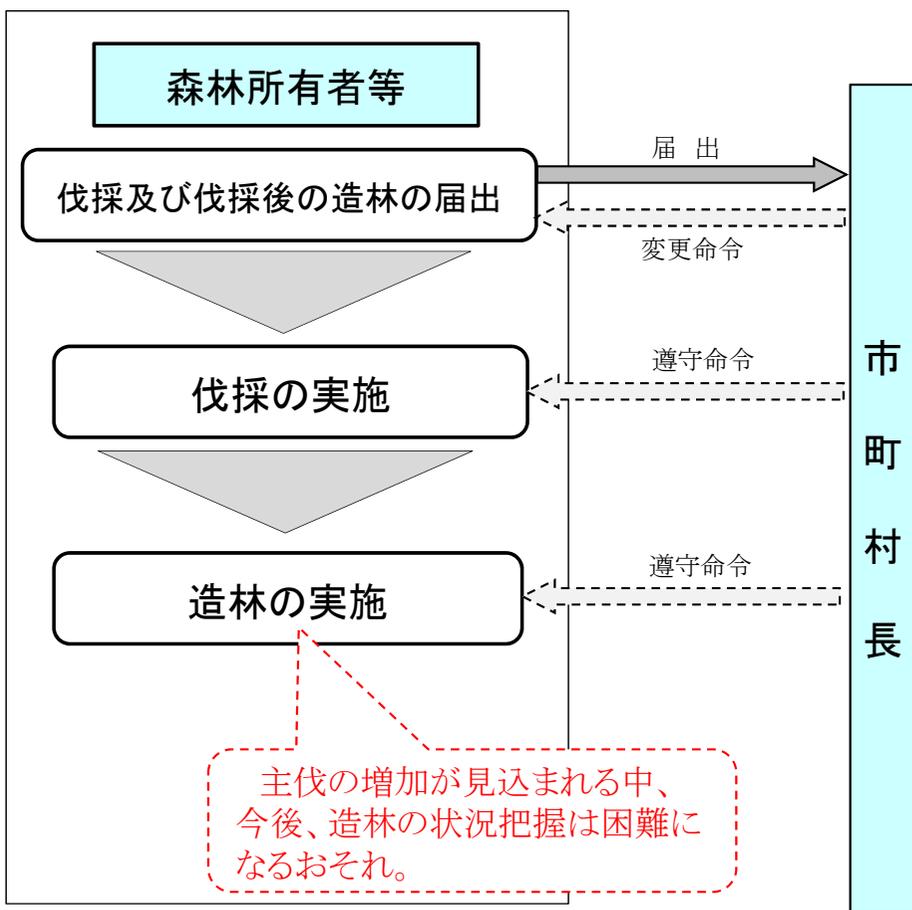


伐採及び伐採後の造林の届出制度の見直し(森林法)

- 森林所有者等に対し、伐採後の造林に係る森林の状況報告を義務付けることにより、伐採後の再造林を確保する。

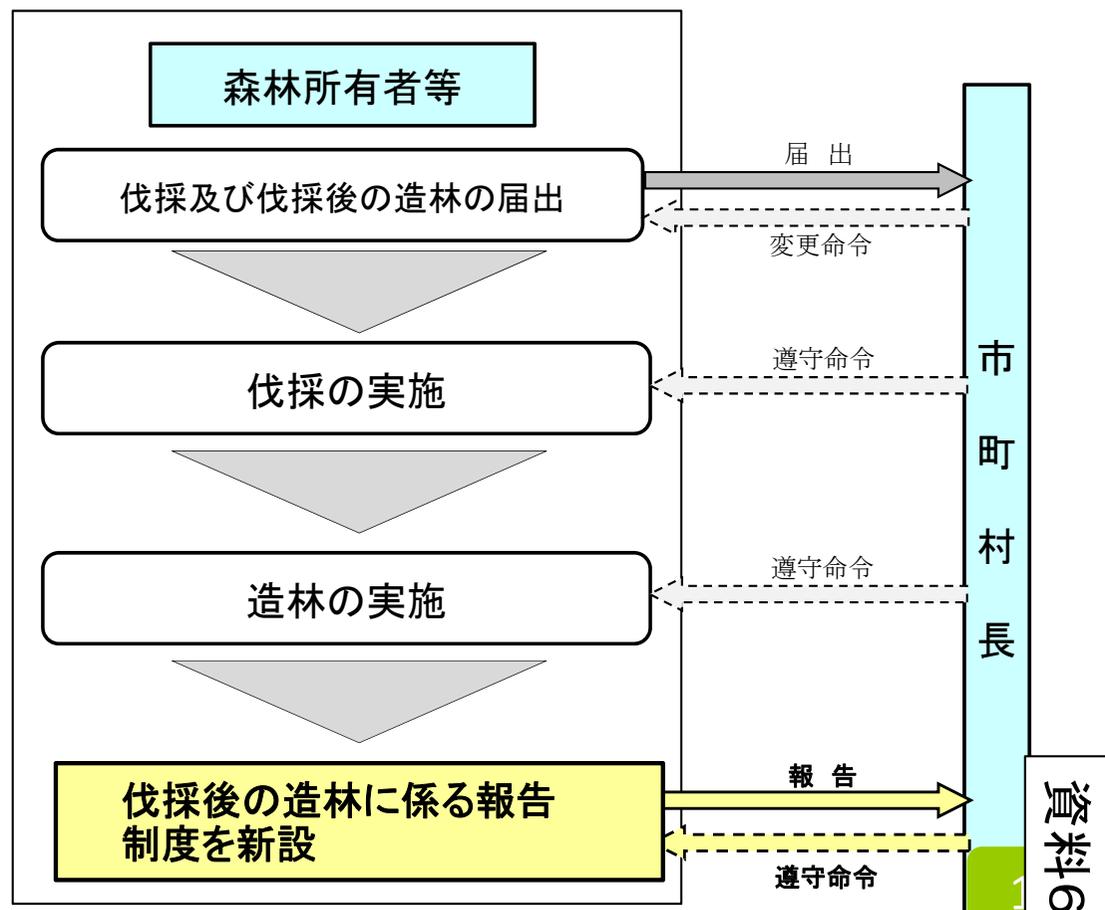
■ 現行制度

現行制度においても、伐採及び伐採後の造林については事前届出を求めているものの、届出どおりに伐採・造林が行われているか、市町村長が十分に確認できるようになっていない。



■ 改正後

伐採後の造林の報告制度を設けることにより、市町村長が伐採後の森林の状況を把握しやすくなり、指導・監督を通じた再造林の確保が期せるようになる。



伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告について（森林法施行規則第14条の2）

- 新たに法定された「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告」は、伐採した森林（間伐を除く。）について、造林が終わった日（伐採後に森林以外の用途に供する場合は、その伐採が終わった日。）の状況について、造林が終わった日（森林以外の用途に供する伐採が終わった日）から30日以内に市町村長に報告書を提出

○改正森林法

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

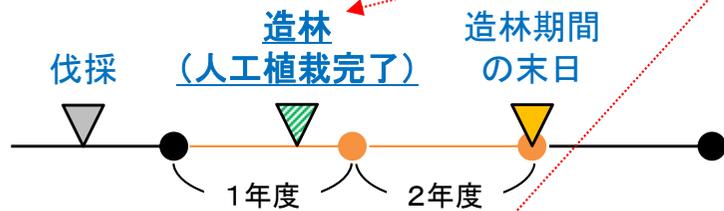
第10条の8（略）

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3（略）

※ 改正森林法施行日（H29年4月1日）以降に提出された伐採届出書に係る森林につき適用されることに留意

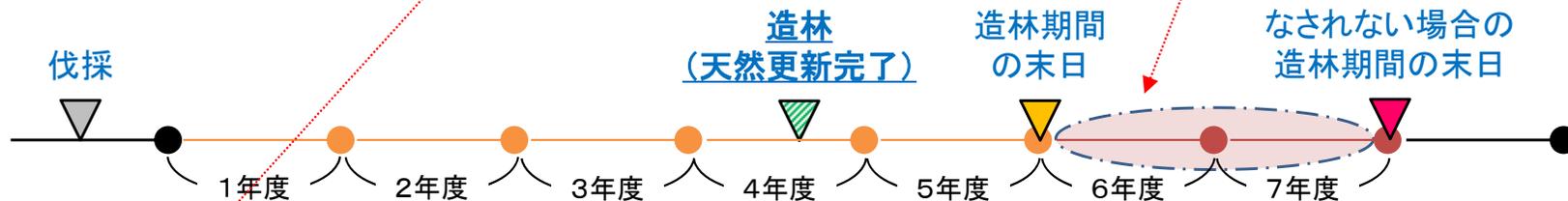
○人工造林の場合



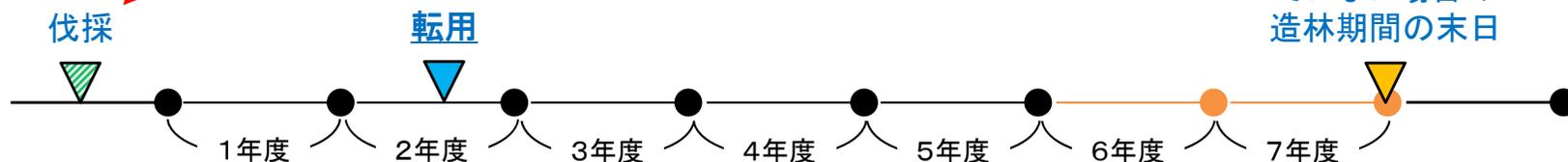
▽ の日から30日以内に報告書を提出

造林期間末日までに更新完了しなかった場合（又は5年以内に転用しなかった場合）には、 の期間に行った造林について、報告書を提出

○天然更新の場合



○林地転用の場合



伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書（告示（案））

伐採及び伐採後の造林に係る森林状況報告書

市町村長 殿

住所
報告者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき下記のとおり造林したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

記

1 森林の所在場所

市 郡	町大字 村	字	地番
--------	----------	---	----

2 伐採の実施状況

伐採面積	2.00 ha		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	100%
伐採樹種	スギ		
伐採の期間	平成28年11月15日～平成28年12月8日		

3 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の実施期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数
人工造林 (植栽、人工播種)	人工植栽	平成29年3月10日 ～ 平成29年4月20日	スギ ヒノキ	2.00 ha 1.00 ha	5,000 本 3,000 本
天然更新 (ぼう芽更新、天然下種更新)	天然下種更新	平成28年12月9日 ～ 平成33年7月20日	ブナ、ミズナラ	2.00 ha	別添資料による

4 備考

伐採後の用途：宅地造成

伐採後の造林をする者(森林所有者等)が提出

- 伐採(造林)箇所ごとに報告書を作成
- 複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載
- 必要に応じて報告書に係る区域を示す図面を添付

全ての地番の合計面積を記載

伐採率は、立木材積による伐採率

複数の樹種を造林した場合には、造林した樹種ごとに複数行に分けて記載

天然更新の場合にあっては、

- 造林樹種は、代表的な樹種の記載
- 樹種別の造林面積の記載に代えて、造林地全体の面積の記載
- 樹種別の造林本数の記載に代えて、写真やチェックリスト等の更新状況のわかる資料の添付とすることが可能

転用する場合には、伐採後の用途を記載(3の伐採後の造林実施状況の記載不要)